雙樹落照集

上

1 5
76
1

節イ門
號 76
卷 1

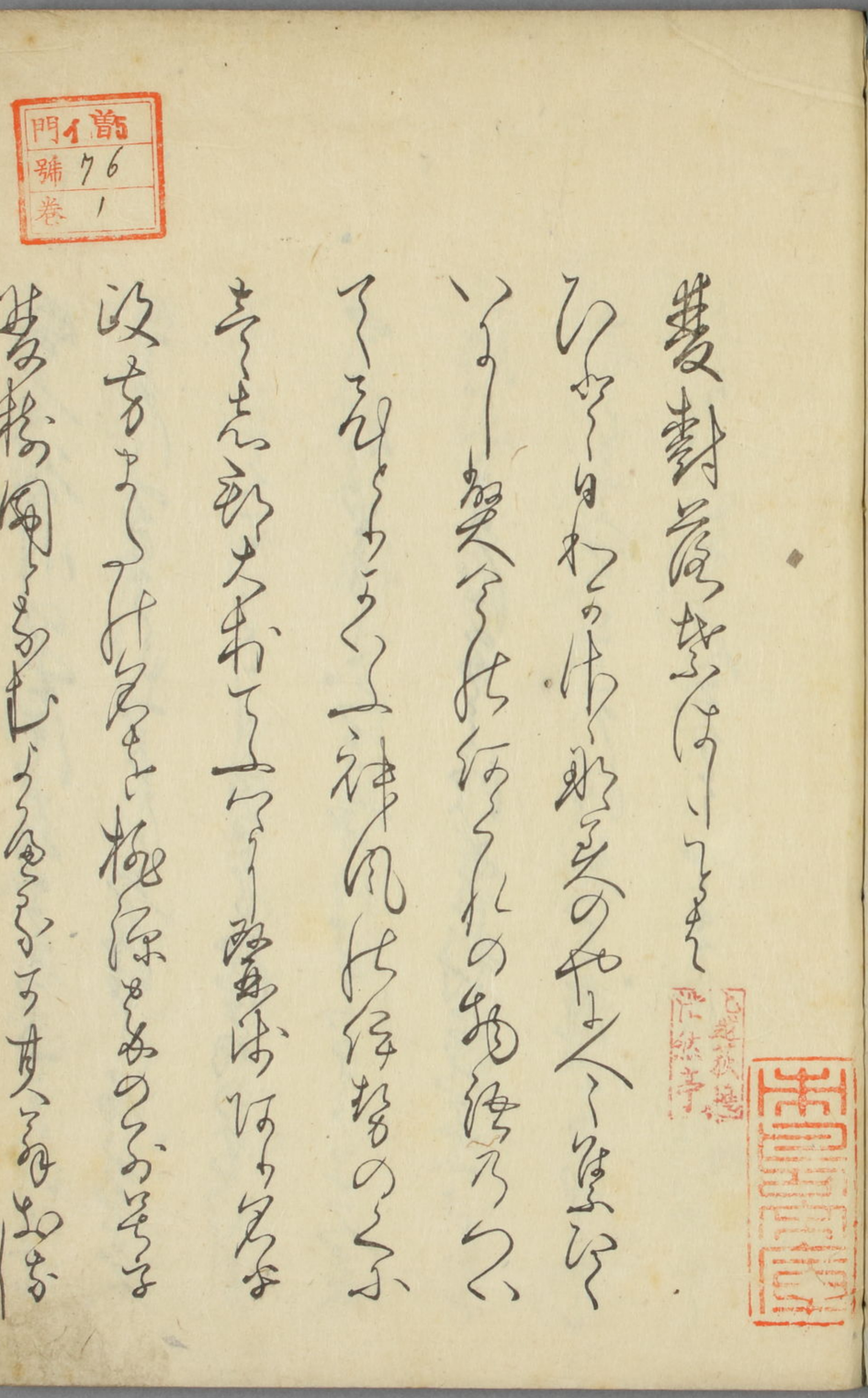

[illegible]

上ノ一

[illegible]

文政七年三月　[illegible]

上ノ二

大こし書

世渡の橋の落葉ふしも神風のいせ
路国の土乃砂書大村ちふさとみ
鬱の業の業ふ名なふ名高の政月
とふ物人砂ち業乃いとは[illegible]
加祢ふふ[illegible]物ち[illegible]
已ゆやしきふふ[illegible]ねやうをへつ

里長とまうす百姓の子孫とぞ
傳へ聞しもそらに安房国と阿波乃
国の字畫やうに似たるゆへ相違仰なの
もうふ字見をに誤ひさちまえつまふ
ふ布袋の祢ゆゑ誤ゆへ仰られと
皇國學の論ひある種々のものなよし
を書給へかきつけ給へ稱とうもの鏡

かゝるゆゑ記あらしめの事れを現
さ天しもに已ゝ者ゝ毛ゆゆゆゆけし
ゆゆゆゆ毛少谷畏古寸之ふうを
大元年遅おほうしをおもうしいを
めゝゝおもひて少ゝ乃月日字ゝ祢
矢机ふさし九々ふまゝふうゝ垣内
ふふゝゝぬ人侍ふ分知ゝ以婦美子

世界の言の葉をさいし
秋まもなく清京都のうき名所の
色も香もなき花一とを三日月に有相
かまつ引くまうり人ほかくるの設の
四方七ちいふ九ちいし弘雨相月あ濃津弘
歌人世界田以文

上ノ四

雙樹落葉目録

○上の巻

五十連音　ん文字
冠辞　阿志比伎
比佐加多　佐瑳餓泥
伊呂波
旅行以前為門出附忌七日

真似
○中の巻
長瀬神社
賢木
加太古
萬葉集撰加
御饌殿
秋茄子嫁ハ不食
天狗
赤染右衛門

百人一首
蔺茄
草頭藥
○下の巻
敏太神社
道祖神
湯立
比佐豆知神社
地獄の沙汰も金次第
煤拂

布久津武　幸伊勢國
波多横山　渡唐天神
須利波大古　六代御前碑
葬儀 附七々日　忌日 附遠忌
以上

雙樹落葉巻之上

伊勢　谷川士清原閲
仝　名嶋政方著述

五十連音

五十連音ハ何ものの御代何人の製作(ツクリ)なるや詳ならずなれども諸説まちまちなり先国学の士ハ伊為衣恵於袁の別用ハ神代より口ぶりなれども神御宇に始て西土の文字をまなびてまわらしたるを儒家ハ吉備真道公唐に在りし時人に議て製作せしとしるす釋氏ハ護命僧正涅槃経の四維文四十二會の中に摘要して改造せしなり一説に護命の作元亨釈書をもとなりしに製作なりしを載せず是忍和漢の人の所為なるハいかにせん其本天竺より唐土に伝来しを吉備公の学ひ来りし其由ハ假字にいと共美梵文の体へにより又弘法大師の阿伊宇の五音加左多奈の九音に其餘此六音を增加へて例を立しもしかり本居云十五十連音の図ハ悉曇字母にもとづく其学の多く

化せる物にして皇国の固有にハ非す又皇国の語言の為に化せる物に非す然れ共ハ其音ハ五十なれハ本より皇国の自然の正音にしてさらに彼国をうつし取れるに非すそハ古に云を以て知へきとこいへりかく説をかりて何れか是ならん按に此図悉曇十二韻を略して五音とし字母三十五声を縮めて九声となすに似たれとも悉曇反切に此五十字を以て韻鑑となすも西域の本儀に非す故に悉曇蔵中五十字をいはす又五音九声を以て韻鑑となすも本儀ならねとも粗其用足れり梵文の反切ハ漢字音の反切と異りて韻ハ十二に定まれハ声字（父）韻字（母）和合して字音をなせり それを三密抄なとにハ五十字を韻鑑となしいへる故に声と声と（あいうえおハ韻之かきたちなハ声之摂云ハ九なる又たなる是を声と声と合すといふ）合して字音となる すそ丕（サ）の音をなせるに丕ハ乙（カ）乙（ケ）二合の字之倒反して丕の声といふとゆゑに此を西域になせるをハ羅什悉曇中国品にてしるへし又悉曇蔵八巻にみえて寸且倒反といふて曽てなし然るに三密抄の説誤れり五音九声を韻鑑となすも本儀にかなへるを何そ五十字を韻鑑となすへきい悉曇中国品ハ十二韻と三十四声にて反切をなせり

と此三十四声ハ同音字ゆゑ故に皇國にゆる所の此図を借て悉曇家粗用をたらせしまやゆらんそれ悉曇に委しき人ハ五音を横とし九声を縦になして彼学の便となせしとおかむそハ素真師の悉曇四例図もかくそせられり永禄六年梓行の和玉図彙にもそのせしえるハ悉曇家になしひしまやゆらん此図彼学の為に化せしにゆらさるハ其音の五十なれハ皇国自然の正音にて皇国語音の為に化せし故に延約縦横に通えして其ことを志るる此図なくして数千歳を経たる古言何くかに解ゆるゆえをゆへきしかれハ皇国の学の為に化せしにまれ彼学の為に化せしにハゆらしらて 顕昭法師も此図をいて古言をときゆゑ志ることをまえしといへり真淵云皇朝と天竺とハ云の体似たるかくしかれハ天竺の云をゆし学へる人ハ五十音ハ悉曇より出しとおもへり是をなし学ひし人ハ各別ゆるきを志りてここの五十音をもて彼方の音を解便りともなせり彼方をなし志りてよふハ笑へしきことといへるハうへ或人云言語飲食服製器

用のたゞひとつは其国々のはじめより便宜にて風土の同じからざる事なれど毎国
に出る萬物の中には相同じきもあれど音声も亦自然にかはる由もあるべし
此よりまづしく此国悉曇字母より出るがごとくなれど皇朝と天竺と云の体
相似たるは此国も彼より出るがゆゑに自然に相似たるにて彼より出るにはあらざる
べし こゝは漢字を借て我国音に協へられし時をとりかへ忘れぞの差別ありしを
此国を製作ましてきしめ又古言を録ゆる便に活用して其假字 差ハおいにゆ およ思ハおを
ひたすらにかふ なるのたぐひ ことを知べきよしをさとさしめて皇国の学の為に作まをして彼
学の為に作まをしてはゆるさるべしなかなか
そもそも阿ハ萬声の始 梵学家常語 にて阿行より加等の九行を生ずるにて加等の声を引
ときは各阿行の韻をなす故なる事に国郡等の名に二字を用ひられしに 元明紀云畿内七道
諸国郡郷著好字 延喜民部式諸国部内郡里等名並用二字必取嘉名 其韻の音の字を加へ来るは和名抄に木国を紀伊
遠江国郷名渭伊(ヰイ)備中国郡名都宇(ツウ)同郷名弟翳(セエ)薩摩国郡名頴娃(エエ)大隅国郡名囎唹(ソオ)

吟(オ)なるを又催馬楽の古本に歌を長く引てうたふ声に各其韻の字を添へ
て求子歌に安波禮。衣千者也布留、賀茂能也之呂於乃。於比女古於末
川云与呂川世於不止於毛、以呂者安可者安良之末、風俗等のうたひもの
に曲調をつけられしかど(オ)のおいこまアうとにイいたひをとオいらまエてエいアら
きイいふイいイいすゞ由ウいとみえて曲調は韻にて韻を長短抵昂なすによりて糸竹等
の物の音に合ふさせたるは句の文字三四字或は六八字にて調へ立しからざるは或は延或は
約或は韻にて曲調をなしてうたひなり雄略の御製に此岳に菜つむ子ら家告らな名を
も告らねよりまをしを此岳に菜つます子家告へ名の告さねと延言して志らへを調へ
いやさて源信明朝臣の歌にあたらしき夜の月の月影にとみち吹おろす山おろしの風
又二條院讃岐の歌にゆりそうきの浪まがきをけてかつくゆすのいきもつきゆす物をそ
おもへ此二歌は五文字八文字又六文字八文字にてあるべからいうおの四音の牧ゆる事にて字ゆし
うへすそ中の文字の耳立をもて知べし ゆゑは韻なれば省く例ゆえにことさら天気を大か

の哀歌余をいとも流をみ跡をとゞめし浦ぞらなきのみかひく本居云むかしは五文字
七文字の句を一文字除して六文字八文字にもよむことある是必中に右のかいうれ
の言のあ句に限まることゝして廿二言を引き出て廿四言の文字にかへてましく
さるは日本紀古事記万葉集など見えたり其後の哥にも句の文字有餘不足
の哥多くありこは詠吟するに或は延或は約或は韻にてあへしくなるへし猿
樂のうへひより其余風俗の童謡にいたるまで句の文字有余不足なるは韻にて調
へをなせり是ぞ有所なるを知べし そも哥はこゝろにつけ思ふまゝを言にかけ感ける
云て出してうたふものなれば句の長きも短きもあるなるべし 然るを廿四言の文字に入さ
まじへて言ふ事も出さぬることも思ひを言て出さらんや是を入まんとするは たゞ心ことわる情のうつ
ひしまをも云て出すべく思ふ事は定格ありと思ひなしこれをもて中世以後
は廿四言の文字を入らまじきものとしたるべし 又あいうかの四言に省く例ありてその言
になきはいかなる理にかありけん未考と云り 按に四言の文字に省く例あるはこは句の中

にありても字訓のかしらに多く又言葉にもあり之は たまたまかしらにいふは物の名所の名等
にありて其外なるは言葉のかしらにいふことなし故にはこれを省きては語をなさねば省く例
に入まじきなりやさてあ行なりか等の九行を生ずる中にもや行わ行はとけて統べしく分
まじへるは本居のいはれしごとし凡言語の活用のうえはや行わ行に（おいおやあえあいを うゐうゑのむかひ）
てあ行にかよひいとまれ之是あ行は本音にて韻なれば也や廿三行は西土になき（ことなり）
に彼国の人呼ぶ声を我御国の人きゝし所に差別ありて御国言の言に漢字の音を
借りて事別つに自らいねえおかをの相分れし それにて此図を製作なしたるべし 其漢字に
差別あるを韻鏡にて宛合せて分ちえられぬは まゝ合へり然れ共古へ宛合せをもて分
ちしるは少なからし 是自然の事なるらん 或人云皇国の假字は西土に音韻の学識んなるさき
（りしいおに伝へあるをうなまゝ今の韻鏡にかなへりして）
思ひかくしさまは是をもて行きに非ざれども天暦以往の古書は何れも舛を
（合をうつゝし是をもて記せるは其の分を知るまでをさぐめしたるらんといへり）
先開口音は輕く合
口音は重し 故に御国の軽き音の假字に用ひらるは開口音重き音の假字には用
ひらるは合口音也 音韻日月燈云開轉所属字其声單而朗故為之開也合轉所

屬字其ハ声騈而渾故為之合也といへてけ云御哥の書の種重てくく当りり　但し漢音
と呉音とにて宍合の変をわり韻鏡ハもと漢音をもて定むる物なるに御哥てハ古へ多く呉音を用ひられたれハ漢呉の異にて宍合の異もわるを本居の説のをし　是をもて分ちい
たくあ行のいうえおハ伊紆衣意にて宍將に屬して全清音　紆字ハ宍將に屬すれハわ行に用ふへきを宇字を用ひ来るハ宇ハ宍合の中間にあるをもて共に宇字を用ふるなりや於も意億憶隱䃜乙億等ハ宍將に屬し於淤飲等ハ合將に屬されと於字を用ふるハ是も宍合の中間にあれハ宇字を用ふるに同しきにや
詳にしかさし　や行のいえハ以延にて宍將に屬して次清音　文字をもて分つときハいさゝかなれと甲宍將にて喉音なれハ假字ハあ行に通し用ひるへ　わ行のゐゑをハ為恵袁にて合將に屬して次濁全濁音之あ行より殊しく
合にて同し喉音なれと合口音なるをもて假字自ら異なるハ韻并と狩を合せくつ
うをしされハ假字ハこれにとかくすさて假字ハ活用するも凡志る之違ひと是の
ことわり法則わり例わり又和名抄に犬をいぬともゑぬとも見あるをもて渕ハあ行とわ
行といさゝか通ひしいハ斯之これいぬともゑぬともいへるもの假字ハけしくなれるを
志るをしものなれん又渡遇度逢渡相度合等の文字にてもわたらひの假字なる
をハ互にも志るりも絶てくるてら忘れえてうるをわやしむ人わりこハ度會とへて

くるよりの假字にわかちてハ會字呉音恵にて假字亦ゑなるをもてわらくるゑへ
しハ并なるへしこハ文字によりての假字にて法則に戻すもわかる事をしより
活用にわつらふる之續紀に猶比良三代實録に直相といへて延喜大神宮式に直
會しえるにる是もなかしひなかし忍の假字なる事を知へし

ん文字

皇国の言ハ單直にして溷雜不正の音を厠ふることなかりしハ五十言を出す故なりに
中古以来ハ雅言といへとも漢字音に馴て他国の音の正しかしきをおかへす雅
くと心得皇国の言に音便の出来て字音のまし云なすより移りてんの声をなをと
りんハ喉舌牙歯脣の声に非す鼻より出て朦朧不正の声にて皇国の音にわらす
總墨連声空點音三内にんを舌内声とす本居云んハぬなるへしといへと他国の
音にハぬの韻わるを実す皇国中古よりんの韻の字を借るにんをぬとくえとけ
て西域になし梵学家云んハうむ二字の中より出るくうんむ三字合せて

うん之短声に従へハうむとよぶ事に大日経疏に吽の對譯を用ふとしるしきて
うの喉内むの脣内より出るを合せてひんを舌内にかりて法を立るものゆゑん他国の
音声ハ所謂侏離鴃舌にて舌に齶にふれて鼻にかゝる音声多くきハんを舌内に
なきしなるへし皇国の音の清朗なるを以て正しといひかたし然るを皇国の
古言にんの音の一つをゆるさなし是清朗なるを以て也中古初めて字音を
なしより時んの韻字を彼国の人ハんといひしを我御国の人ハむといひも出
もなきし成へし其中世以後むを音便にてんとよびしより其余の云るもん
とよぶを雅なりと思ひて 眞字假字盛南酣時衣垣たり よめり終ニ其ハ字音をいやしめてなべく
らめてもいひ又韻のんを省き或ハ音便にもいひて字音をたゞらめてよむ
へしとんなるをむにハ字音をましゆることなし

披撰之記梅雨と云額を名冨ハ書て梅雨とよむへしと云 為章云釈氏記誌
とよむへきをしと記されしより古き家々の集或ハ女房の日記なとに前の額を云るを見えたる人 享二年十月二日和云
をたつねる物まをもつて早まをもちて来し俗字にて云るを見えハ漢字にて云まハとて
まをつかまりハ本書てよむる古風にしるしきハ梅雨も釈出の たまふくにさしてよむ

西髪なりとて 五月雨も梅雨も言ひ
万葉ふかきの髪訓と慰しといへり 紫日記云なぞらう女のまねむすふとハよむ世うしハきらうよむ
をぶた人ハきゝしきとえて字音をいやしめらましし之統るをんとよふしむるとく
なりしより文字ハ似るましなるへし其ハ釈昭法師も末を証る俗字の文字なし
とやまむより年山紀聞云西山公の御本に俊頼朝臣筆の十五番歌合日ゆり
其ハ俗字の中にしるす云云大体かくのごとしその後まて八文字の正体たしかなるへき今の世
のいろは俗字ハゆまり簡便に中しるをて文字の本体をも侍りぬ右の歌合の中
まて拾ひつもそによりて見てけるに今の世にゆする寸句論にむちなきとゆりてん字なし
然るを後世むハんと心得中下なるむこんと年よりんハ正音にゆきる八四十七言を一
く上声に従へハ各の韻に出る声にて余声なるハ皇国の音に非す本居云んの字
ハ毛の草書のくつしたるを嬉しき日記に必しもゆうへき事を乱しまゆりて多きなし
也へハきらうとるむるへしといひ久老ハ古くハもの草の仮字をんとやすりと入りて嬉しき
日記解云もしるへき所にんといるそのもとんの形を論ひしくもハんなるへし 云云

法の人〳〵も又知てつひなく〳〵と〳〵又一つのかなを〳〵といふる是等の法うへなひ
かく〳〵の事云源氏物語ゝ法の事ゝ所〳〵ちゝ茂〳〵て多くすて殆〳〵ゝ
りて署草まも其ゝもさま〳〵めく〳〵しきさまに書まをゝ云云雲式部ゝ此八十
五番奇合の事さまより又古風なゝ〳〵ゝ歌要ゝの法八又〳〵古体ゝ
て今の眼ゝそ八ち〳〵ゝ〳〵きかゝき姿なゝ〳〵といふ八女君の法もをんなゝ
ゝ川〳〵ゝゝゝ八ゝゝ〳〵て八後拾遺の十五番の奇合の偽字を拾ひゝつゝんし
をんて知へ〳〵又も法の人〳〵も又知てつひなく〳〵を〳〵いと〳〵さゝ八先き一の法使
ゝもゝゝゝきゝを法ゝなく〳〵又も法のゝゝ法ゝゝ人なゝ文字八ゝゝ豈なゝゝ
今ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ文字八古〳〵八又〳〵すゝ豈ゝ〳〵八大の省きなゝを知て人ゝひて
面目をりゝ八もの書ゝ云ゝ八なゝ豈ゝ八法ゝゝうひかゝ〳〵
こ八ゝ〳〵も字をし〳〵ゝ〳〵をんなゝ〳〵と考へゝる人の誤写を〳〵ゝ伝て印本
ゝても誤り〳〵なゝ〳〵ゝを考ひゝ法ゝ〳〵ゝ誤写の伝へゝゝゝゝゝかゝきゝて

或説ゝんの本字八先ゝ〳〵ひ本居ゝ吾黨なゝ人の考ゝ片假字の二のまがを
施て之の字を伝り平假字のにのまを施てんの字を伝もゝ〳〵といふも非ゝ
いゝゝゝかゝ〳〵八皇国のかな文字八たま〳〵和訓もゝ〳〵漢呉の二音の字を
借て其字を省き或八草よのゝつまゝて片假字平假字を伝りゝ和なゝ
八ん字も其音の字ゝり伝りなゝ〳〵きに二にの字をゝて片假字平假字を伝
ゝゝゝゝゝ他音の文字をゝて伝〳〵八四十七字の片假字平假字ゝもに
他音の字ゝり伝りなゝて〳〵勿論平假字の文字ゝり伝り出を〳〵例をゝ寸
本居ゝ〳〵もこまかゝ考へゝゝゝゝゝこゝに心つゝやゝゝ八誤なゝゝ〳〵〳〵按ゝ
こ八片假字平假字ゝもに云字ゝり伝り出を〳〵なゝ〳〵て八云字の下を省き上
の二のゝをゝ施て片假字のゝ文字ゝなゝ〳〵又上の二を省きて下のゝをゝて
んゝ八なゝ〳〵ゝゝんゝ字書曰云古雲字于分切言也語辞也〳〵又て皇国
ゝゝゝらんてんなんけんゆゝんかへらんなゝ〳〵皆語辞ゝゝおゝつゝゝなゝ〳〵八

字義とかひ文字の省略して仮名ちかひても合へりとなむかも是まさく後世の
製作にて中世まてハなかりしハ顕昭法師の語にて知らる

冠辞

冠辞考云枕詞とハ古きにて於ひ云とも定まらずまてハ夜の物にてかく冠ハ
日の物にて専ら之物を上にかくるを冠らすといふもいま人今にて通はする語
なれどハ是之不足りそもはら古へよりいひきし其さてもかうしきいを公室の日本
紀私記にかの語とらしらえやみなし専の云ひを八発語と半て行り従
まへ八枕詞てふ語ハ延喜兼平なとの御時まてハなくして後に出しことなり源
氏物語に云ふ云ふを枕云としてとき々ハ古言を籍めて今のなめひを以ふ
之の語之け冠辞ハことをなとして下の事を以て行す於て新の志し人のたち
よみをとくの之まり起てかえ八詞をかさるものそいみましまたりかの枕そう
しあ枕なしふを之ハそのたにこ辺りし之略文うらえんしも云のたらりあ

こきハ上にうるはしきものを冠らしめて調へをなひなせりなりたる八かそかしさ
冠を設てかしらにおくかたしなるといへりし八世の常しのまことしおめひちる主
しかし名なるをうひまなひの徒なきもかしきも志してをかしいふことく
しとおもひそめしのひをみそる八うたてかりなるそも冠ハ皇国の上古かりあるその
かしすそ八神代紀伊弉諾尊こそきの段に御冠見へ寸又天照大神素盞嗚尊と
誓約（ウケヒ）の段に結髪為髻とみえて御冠なし延暦儀式帳新造宮御装束用物
中又延喜大神宮式等に御枕八見へ主し御冠八見へ寸然るに古事記にさなき
の神名そきしるす御冠をぬき捨るとみえて出雲風土記に神門郡の冠山と云
山の名の由に大神の御冠を挂おきしといふ八山の形ちにつきて後に名つけるる
おかしき八汁大神とア八汁玉つくりまとし大名持神の御おくし神の御装束八
沼河姫を妻とひありし時の御よそひにて冠をしと八見えつすまこそ
是等おて於る八後の補ひと志るへし續貂もいへりし八なる冠帽の始ハ推古

御宇に始行冠位又始賜冠位於諸臣とありて此御時に十二階の次第を定め
給ふ其詔云並以當色絶縫之頂撮総如嚢而着縁唯元日着髻華とあり
えてもかくありのさまになりて尊卑を分ち給ふ又神皇正統記云天武天皇十
年丁卯男女始結髪仍着漆紗冠とありて漆ぬりの頭巾をきるも此時より始
まれりとかやそも冠は位階のしるしをいふ天平神護二年十月詔詞云基真禪師
に法参議大律師 止之冠波正四位上乎授氣とありてまたしるす其冠は新撰
字鏡に加々保利和名抄に加宇布利といふは後の書にて頗ほしき唱なれどかく
あるもみな後の用語を体言にしたる名なれば後の物なるをかく名づけいふも
いふ名としもいへるなりそもそも此冠は尊卑の級をわかちしるすものなれば人の
うへにものするかしこき冠を設てかしらにかかるべきやけたえにしるすといふ又かくいふ
の志るしへのたてまつるを云いへとも此語は神の御詞にのたまひし神の御名も称へ神社
の号にも見えて何云をも言出んとするやうなるは御風なれば奇のこれ

は何かする御言を奇の志るへのたより起こりて云々云うさはんも云のたら
たぬときは上つかたしき言で称へて調べをなむなぞりなるには先をとなすさと
きに此語をおのれやいとはかしき説之御風なるは中世よりは云のつづき紀高の傍に
もいへり詠歌の馬の毛合てよまるかのしも山の々赤毛木のしし鹿毛のましのかとも
毛芦原の鴾斑なみそのかし毛神のかかるゆふにけ和らいのはらしるかし古きいにしへによ
らずいひいやなるしくましくそおはしとふとしてえるをのとめてしるを云に出しても詠
吟ものにたけおくゆくゆくろなしく調べをそのひて哭く人感くべきさまに
ものへは何をも言ひ出んも此語をもて次の句をおこすなれば発語といへるも
うへなりとさえてはかしさまなるまで枕詞と名づけしもやかてん何にまれ詞
辞の倣うけるきをうひまなひのこと用ふるをおもひてここに志るしし續貂に
またいふまかしくいへるもうべならひかし

附し 記さ

顕宗紀に脚日木能此傍山とえて萬葉集に文字はさまゝ又ゆゑゝ皆偽て
ゆゑなきことを日本紀私記に山行之時引足歩也とえいふはをさかなき説なり
渕云神代紀に斬軻遇突智命為五段此各化成五山祇一則首化為大山祇二則
身中化為中山祇三則手化為麓山祇四則腰化為正勝山祇五則足化為鵜山祇
とえいふ足は足搔足音なゝの詞のゝ志ひきは繁木の謂志美志妣清渭の音通
六偽に山はさまゝ詞にゝ木の繁きをゆつまゝ也て山の形容なるゝ
といひいふる神代紀を引もいふはなるゝ繁木の説うけがゝこゝは筑波山
は山きけ山云の如くなるゝ山は生山の義にて繁山につ
けゝこゝのは山麓山にて実なるゝは繁山の義には非すは神代紀五山祇
五体をかりて首より足に到る山の次第をいふ古事記に於右足所成戸
山津見神にえて戸山は外山にて万葉集に山の戸うけゝるゝ
山の入口をいふゝき山の雛は偽字敷山に古事記敷山主神に神名式云越

前国今立郡敷山神社に雛山祇を祭なるゝ
麓山に對て志ゝ敷は古事記云於底津石根宮柱布刀斯理萬葉第三
雲隠雷山示宮敷座同第六宮柱太敷祝詞式廣敷も廣知ともえて敷も知
也同又張邊高知張腹満襲を張は多ゝ張に並へるを布ともえる
知ゝもゝは代ゝき山はなゝゝにゝきゝすて地の義なるゝ神代紀
八色雷の件に在足上曰野雷又引てきの件に投履謂千敷神に足に野にいひ
履に敷にえて履を敷にえいふゝ或説云契沖別考云衛益記云山脚斜引三十里
云云三代實録貞観九年二月九六日条云山脚道路往還不通是考めて山のなゝまて長
引をいふゝにえは足敷山の義なるゝ
うゝにゝきのゝを色に引きゝいふは足にて
ひきにゝきいにゝきは神武紀に神風のいをの海の大石にえます大清水
に於貴異之にえうを古事記に意斐志にて又代のひを延て生ゝ

韻いふなるをいひすてゝ久毗比といへるのたゞしきをすてゝけりいさゝか記さと毎も
唱へしなるをるなる又しかはる訓は声にかけてうたふなるは宍合の機関をさるとし
てこゝやひとつやなきなるもの又さて此かし記して山のこなるは山とつけさるかる
八万葉集に足日木能石根足引乃許乃間足擔木乃下風なるも又菅贈大政大臣
の家集にかし記のことなるかなるに是は何なるやいふまでありこは山とつてかるを略し
かるといへるはさてもやかしんなるもと續貂に見えたるに枕詞は居をいひし物をは
め所のさまをいへるは大ちに其の物をいへる例とおもふは何しるきてふつしし山の
こなるは略しかるはかしくさきえし それはみしきとは大宮のことかし寸崇神天皇
立磯堅城(シキノヒモロキ)神籬と云より起りて皇大城の堅固を祝し奉るの名にて外はいふきに
かゝるは大宮なるよりかしこし文其はつとり八今るは其をいふ事とつゝしむ人に
をいふさかるのことをもほしくその物を枕詞となしてかくとよりいふは御出雲の說を
こゝにしるし まやかしん考へるべし

ひさかた

古事記万葉集等にて文字はさまざまなれど借字にて其の義は淵云仁明天皇奉賀
四十御賀算詞に茜刺志天照國乃日宮能聖之御子曾瓠葛天能擔
建践歩美天降利坐志々などあるも瓠葛の二字をひさかたとよみて其義とする古
点にて三字をたゞしくよめり續貂云前篇に興福寺の僧が奉る長歌に
瓠葛天とかけるを所証として且禮記に器用陶瓠以象天地之性也と云語
を助としたり是は西土の学風によりて義理を窮めて云なるにて天の象は瓠形(ころ)なるに
云をそのまゝにかなへるものとなし瓠葛はたゞ借字にて義理かなふる事なし 瓠はひさ
の訓葛はかたと訓かなへるものなしをまた かたちのを葛はまるためと一説に天先成而地後定との語に本づきて天は地よ
り久しき方と云義とするもあれどその天といふことをいふ語の無用なることの
いはまゝなり古言の例にあらずと又一説に日の照む方の義といふ人もあれどすむを
さしてすとあそてめそ 猶さだめかたきことなるべしされども今按るに枕詞も
さとしいふためしなり

いと古くおかしきハゆゑよりその云なるらん神代紀云於是共生日神号大日孁貴（大日孁貴此云於保比屢武智一書云天照大神一書云天照大日孁貴）此子光華明彩照徹於六合之内故二神喜曰吾息雖多未有若此霊異之児不宜久留此國自當早送于天而授以天上之事故以天柱挙於天上也とみえたるより出たるなるべし　そハ日さしゆく方の天の義なるをさしゆくハさるべきをすて直にして日さす方の天之万葉第二に天照日女之命（一云指上日女命）とみえたるをおもひて知べし　其渕ハさしの義しるべき也　當早送于天とかきしハさしゆくといふを志るべき也　又差ハたゞ日刺方の義といふ日さすといふハ此方そ天にゆく事そハ朝日向夕日刺日向国とゆるハ此方なる事志るべし月と日雨とものあるも大日のさす方の天なるべし咋らの俗語にこえてより物をさし入るをさすといひてさすといふハいよ〳〵さすハさすハこなたそ彼方にハゆくすまるて沖玉云ハ自他体用のけぢめをよく弁へてこそよりけるべき事也

さゝがに

續貂云是ハ誰もさてかゝる云て蜘の一名とこゝろえたるを或人ハ允恭の巻に佐瑳餓泥のとあるハ泥の字ねて備てありしるてさゝがにといへるて云のこゝろハ篠竹の根のかぎりとつひたるを蜘蛛の名にかけたるさゝ竹の君といふ詞云ハさゝ竹の君とるをかぞへをしくとお稱にいはましにゆりて志らるゝ也り寛之に蜘ハさゝ原にのみ巣むものなし ねハさゝ原にすゝるてかゝら蜘に似たるにて笹蟹と云由ハさしなきさゝいはましまたに志らりとならハさゝ蟹の蜘のおこなひとりよつきかへりハ子をやいはましきさ蟹の説いと古くよりひろりしハ後撰集に題をしらずものとハ見つハさゝがにの糸をたのめるんさまにいふはまハ今ハ蜘蛛の一名となりたるそしくとえり是のとなしらす古今集に今志もとわびしものをさゝがにの衣にかゝり我をたのむるいけ新古今六帖にらとの歌に入又つねなしぬるハさゝがにのいとなましやゆまつゐなる

たのミかくらむとえてるをなりて吟りけし　こハ蜘とに八面霊なきハ古く八
さゝかゝ蜘と思ひしを後さへかくと思ひしにや又尼ハ蜘をもにも仮字用ひた
まひハ泥をもにとりて誤りしにや篠竹の根の朽うるみたひるを蜘の名とか
けるの役うえなかひらむし或人云詩疏蠨蛸在戸陸機云一名長蹄荊州河内
人謂之喜母此虫来着人衣當有親客至有喜也衣通比女の比かくるまて八此虫
をあるゝ蜘をもそれのかりこそにもさる諺のありしにやといへり此説いさゝか志うなる
へしかしえと允恭御宇以前より西土へ往来ありそれより三韓貢をなすと八此ころ
なとの来らすとも思ひかたし衣通姫是を見てうたを詠をとりひし蜘蛛ハ何まくて
ゆまし微小なるをえらひてうたまをしにやかゝる蠨蛸ハ新撰字鏡ニ足高
久毛和名抄云尓雅云蠨蛸　蕭捎二音　一名喜子　上音喜和名阿之太加乃久毛　小蜘蛛之長脚者
也とあるを今の世さゝかくしいへるハ微小なるをいへと長脚の者にハあらす思てさ
さしいふハ小なるその神楽浪（サヽナミ）細石（サヾレイシ）鷦鷯（サヽキ）篠（サヽ）なとの如け蜘蛛を按て草蜘蛛

のあれなるへし　本草綱目草蜘蛛条云正誤　旧標作蛛蝥今據尓雅改作草蜘蛛　集解蔵器曰蛛蝥在孔
穴中及草木稠密處作網如蚕絲為幕就中開一門出入形段微似蜘蛛而斑小陶
言蛛蝥即蜘蛛誤矣時珍云䗋陳氏所謂蛛蝥即尓雅之草蜘蛛也今改正之其草上
亦有数種とみえたるハ是なるへしされとも古きうたまとすくなかゝる證を似てりしいへるも據
ありて麁きときにのゝ寸るまてすむをあてさかりしかハゆるさハゆかしきと

いろは

或人云いろはハ弘法の作なりし東寺第一の秘記東宝記東聞記東葉記此三部を
真言家にて三東秘密記と云是を合して三東密要として二巻ありそれにハ弘法
の作なりとかり云云三槐記十一日今日詣三蔵院法印次伊呂波とえて梵字を次うちく
伊呂波も摩多体文ありて次しあるといへり此説今のいろは文字を空海師の作とすまし
といろは歌ハ仏法のおもむきにて作しまし梵字をもてかきしるハ志ゝも一蜘し仮字文字
を作しましるらし歌ハ形をつらねし　こハ為まる說のかく　なしんかといへりここに伊呂波

まも摩多体文ありて次〳〵ハ悉曇のかりむきを知るなり伊呂波を次とは
カ字に濁点を加へてガとなるを次〳〵ハ拏多を加へて四十七字を他るをいふ
なり〳〵いろは仮字を次〳〵ハ字ハ多云台記久安六年正月十二日記云今
日令麻呂参御前依勅書以呂波令按台記ハ宇治左府頼長公の記久安ハ近衛院の
年号令麻呂ハ頼長の御息〻童子の時いろはを習ふ〳〵ふる〻ハ便〻多〻承
り玉〳〵いろはの正字を志〻ら〻〳〵又云色葉雖白〻〻ろ〻〳〵色者雖白と云
ふハ〳〵畧四十七字のいろは字もわちうき字を〻〻ひて呉音漢音和訓うちま
〳〵まのをかきりをひつめて古風長哥の体〻他〻ま〻り他者空海師〻ひハ夫〻や
行もあるなり文〻ま〻〳〵ふるなり〻〻釈日本紀纂疏なるの説ハ一向〻信用〳〵かた
く空海ハ悉曇の音学〻も自〻又能〻〳〵ひ〻智英俊〻ひいろは新もまた
仏法のかりむきなるをハその他〻〻ひ〻ま〻ひ〻ぬ〻なり〻〻畧今のいろはの字
様を空海師〻り〻〳〵ハいう〻他〻んさま〻〻の若云ハ〻〻ひりはるの前〻三韓

の人〻〻唐人かか〻〻渡り来りこなる〻の人もゆま〻〻入唐〻〻〻〻ハかのつう〻ひろハ他〻
他〻〻〻〻我長の御息令麻呂のかま〻〻ふるハ呂波の字様ハかの〻〻古風なる〻〻〻云云
〻〻り按〻空海師涅槃経の四句の語意を〻〻長哥の体〻他〻ま〻〻なる〻〻ま〻〻〻〻
のいろはの字様ハ後〻誰人〻他〻ま〻〻ふるハ〻〻〻〻ハ古風の字様〻〻
ハ童子のな〻〻ひ〻〻〻〻ん〻〻かかり西土〻〻も上大人五乙巳化三千七十子示生八
九子性作仁可知禮〻の三字〻〻八句ま〻〻る也字を曳〻〻小兒の手習ふ〻ハ天下一
同〻是を学〻〻〻祝枝山猥談〻水東日記を引て委〻〻〻〻り孔子其父〻上〻云
〻〻大人〻上〻立一身の化〻〻〻〻〻〻三千人〻の内〻〻八九七十二人更〻佳〻〻〻て仁
を行ひ禮を〻〻〻知〻〻〻〻筆畫の少き字を先合て小兒〻を〻〻〻〻と東烏
談〻〻〻〻〻〻

の四十七字を考奇の体に化し給を示す事云々あめつちわ武かさ
ゝ、ひめも〳〵なりて、ゆや志ろを、ほにむ、ゆるはらうまけぬ、こまそたえせ禊けゝ
い〳〵よ美ゝ御玉〳〵をの久まこハけ〳〵き〳〵云を なゝ〳〵せまか〳〵こハ和ゝ者〳〵かゝ
ま云の矣ゝゝまこひも不いな〳〵むのひてこゝに手〳〵ぬ

旅行以前門出附七日を忌

台記久安四年二月十日条云入夜向宗俊阿闍梨房是出門也十二日為道盛日之故也即行
後十二日可参八幡仍自今日神齋〳〵て古き〳〵伊勢神宮ゝハ旅行以前吉日を
ゝ〳〵ひ旅のゝ〳〵ひ〳〵て北御門神社へ参る是を門出〳〵ひ北御門神社ハ武甕槌神を
祭る〳〵ゆ神葦原中国の荒振神を平定(シヅメ)るゆの吉例を学ひ〳〵かゝる〳〵今鹿嶋
立の詔ゆり神社の造替ハ上形度ゝり〳〵ゝゆを始詳か〳〵寸さて世俗月の七日に
旅立をな〳〵月の九日ゝ帰ゝゝを忌ゝゆ大鏡云桓武帝延暦年中ゝゝ奏良
ゝ〳〵ゝ取りあひゝき〳〵丙戌日行幸ハゝゝ考ゝゝゝ延暦四年八月癸亥朔丙戌天皇行幸平城宮
の〳〵續紀ゝゝゝゝゝゆゆのゝ〳〵ゝ〳〵還幸を記ゝゝ

〳〵忌とゝ事なゝ〳〵かゝ けハゝゝの辰の日ゝゝゝハ七日〳〵ひ〳〵ゝ取りゝゝゝかゝゝ結ゝけ
ゆハのひなゝ〳〵ゝゆ〳〵ゝゝてこハ七日目ゝ当りて月の七日ゝゆゝ寸ゆ以前忌を殆
ゝゝゝハ霊亀三年二月庚午行幸和泉宮丙子車駕還宮〳〵ゝゝハ七日
目ゝ相當ゝ神亀元年冬十月丁亥朔云癸巳行至紀伊国那賀郡玉垣勾頓
宮〳〵ゆゝハ月の七日ゝ其後延暦十四年冬十月己卯幸于交野以右大臣藤原継
縄別業為行宮乙酉車駕還宮〳〵ゝゝゝゝゝも七日目なゝ〳〵忌を殆ゝゝなゝ
〳〵其後ゝ思ゝゝなゝゝハ兼安四年兼元三年等ゝハ七日ゝ御幸ゆゝて九日に還御の〳〵
ゝゝゝゝゝ沈る其拾芥抄云七日光十三日帰本所忌宇治殿御時議定宇左記云仁平四三
廿見天喜四四 土御門記云云
の〳〵ハゝゝ寸こゝゝのゝ出ゝゝゆ未考

真似

こハ行ゝまれ人のなゝゝゝをなゝ〳〵ひなゝゝをゆゝまゝゝせの禊ゝゝみせの約め殆なゝハ真

似の字を用ゐるや似字説文に象也字書云類也又曰水鏡云應神天皇御宇に武内大臣王位を心にうけ給り三韓をかゝゝひてかゝゝめけたゝまつりゝすゝ讒しゝらハえゝふゝ人をつゝゝゝて武内をうゝゝゝふゝ武内なけきてゝゝ君の為ゝゝ二心なゝゝて今つゝゝなゝゝて身をうゝゝなひてんゝゝ心うきゝゝゝゝゝ時きゝ紀直美根子ゝゝふゝをのゆゝきかゝゝ武内ゝたゝゝすねゝゝゝこの人大たゝゝゝ云かまゝゝてのゝまゝゝて新ゝまゝりてつゝゝなきゝゝゝをゝたまゝ我大ゝゝかゝゝゝてまつゝゝゝゝゝすゝゝゝ出て自ら死ぬゝ是ゝゝ利美根ゝゝふゝゝてまゝゝゝこハ容貌のゝゝゝて自然のゝゝゝ今つゝゝゝゝゝハ物ゝゝをまゝゝふをいゝゝゝて是ゝこを按ゝ推畧の御時元淳臣ゝゝ猪名部真根ゝいゝゝ木工の名誉出ゝゝ元淳のたゝゝこの美根ゝゝまゝゝゝて刑なゝゝゝゝんゝのゝゝゝ日ゝゝ元淳人の妻をゝゝこなけきてゝゝゝゝゝ